小平市議会定例会 一般質問通告書

質問の方式 2 一問一答方式

質問件名 オール市役所で市民の人権を守ろう

【質問要旨】

安心して自分らしく暮らせることは、人権尊重の第一歩です。暴力の不安に脅かされたり、自分自身のアイデンティティーを否定されるような暮らしをなくしていくことが社会の役割であり、行政のしごとでもあります。そういった視点でこれまで、ドメスティック・バイオレンス(以下DV)やストーカー、性暴力の問題にこだわって質問をし、性的マイノリティの人たちへの理解についても取り上げてきました。

東京都では、これまで実質的にDVや性暴力被害者を支えてきた多くの支援団体の実践や働きかけを経て、この 2015 年度から 24 時間対応のワンストップ支援体制構築などDVや性暴力、ストーカー対策の強化に乗り出しました。都内の自治体においても努力義務である配偶者暴力防止計画の策定やセンターの設置を行うところも出てきました。

性的マイノリティへの施策も、大阪府淀川区のLGBT支援宣言、渋谷区での同性パートナーシップ条例につづき、世田谷区でも11月からパートナーシップの宣誓の取り組みが実施予定など、自治体の動きが加速しています。また、人権教育として教育委員会での取り組みを開始しているところもあります。このような取り組みは、しっかりとした人権意識を礎に施策化されオール市役所で意識共有し具体化されていくことが大前提であるという観点で、以下の質問をします。

- ① この4月の組織改正に伴い、DV防止や被害者保護のための連携体制は市民の立場で構築されているか。相談者にとってのワンストップ化として庁内体制と安全確保の体制がつくられているか確認したい。
- ② 増加傾向にあるDVやストーカー、性犯罪への防止の具体策は。
- ③ マイナンバー制度におけるDV被害者保護対策の当事者への周知と庁内連携はどのようになっているか。
- ④ DVやストーカー対策では、専門アドバイザーの活用が有効と考えるが導入の検討は。
- (5) 性的マイノリティについての全庁研修の実施を再度提案するが市の考えは。
- ⑥ 学校教育の中でのDVや性暴力、ストーカー防止に向けた取り組みについてこれまで提案をしてきたが、その後の状況は。また、こうした防止教育は教員のモラル向上にもつながると考えるがどうか。
- ⑦ 性的マイノリティへの理解を深めるための教員向け研修やパンフレット作成、公民館講座など の実施を行ってはどうか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

2015年8月31日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 氏名 日向 美砂子

堂	付番号【]		
	26	25	24	23
		— ()